

## ～後期高齢者医療保険からのお知らせ～

# 平成26年度、平成27年度の保険料率が決まりました

平成26年度の軽減措置についても、決定しました。

### ○保険料率

区 分	平成24年度、平成25年度	平成26年度、平成27年度
所得割率	8.48%	8.60%
均等割額	42,700円	43,600円
限 度 額	55万円	57万円



### 平成26年度保険料額の計算方法

年間保険料額  
〔100円未満切捨て〕

=

均等割額  
〔43,600円〕

+

所得割額

〔(被保険者本人の平成25年中の総所得金額等-33万円)×8.60%〕

軽減に該当する方は、軽減額を引いてください。

4月以降途中加入の方は、「年間保険料額」×加入月÷12月(100円未満切捨て)で求めた金額が保険料額となります。

### ○平成26年度軽減内容

平成26年度の軽減割合や該当条件は、次のとおりです。

※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、軽減措置が継続されます。

軽 減 内 容	軽減該当条件(均等割の軽減は被保険者及び世帯主、被保険者の属する世帯のほかの被保険者の総所得金額等の合計額が対象)	軽 減 額	軽減後の額
均等割9割軽減	「基礎控除額(33万円)以下の世帯で被保険者全員が年金収入80万円以下」の世帯(その他各種所得がない場合)	39,240円	4,360円
均等割8.5割軽減	「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	37,060円	6,540円
均等割5割軽減	「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	21,800円	21,800円
均等割2割軽減	「基礎控除額(33万円)+45万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	8,720円	34,880円
所得割5割軽減	被保険者本人の総所得金額等-基礎控除額(33万円)が58万円以下の場合	所得割額÷2 (1円未満の端数は切上げ)	所得割額÷2
被扶養者軽減 (均等割9割軽減)	後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった方 ※所得割額は課されません。	39,240円	4,360円

※詳しくは、4月に世帯配布されるリーフレット「平成26年度版 後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

### 【問い合わせ先】

健康課国保係 ☎64-8801 または 群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎027-256-7171

# 70歳～74歳の被保険者に係る窓口負担見直し

70歳から74歳までの人が、お医者さんにかかったときに支払う医療費の自己負担割合は、原則2割ですが負担を軽減するために1割負担とされていました。これが平成26年度から段階的に2割に戻されます。平成26年度から新たに70歳になる人から2割負担に戻し、平成31年度には70歳から74歳までの人全体が2割負担になります。

<b>平成26年4月2日以降に 70歳の誕生日を迎える人</b>	<b>平成26年4月1日までに 70歳の誕生日を迎えた人</b>
70歳の誕生月の翌月から医療費の窓口負担が2割になります	平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません
<b>対象者</b> 誕生日が昭和19年4月2日以降の人	<b>対象者</b> 誕生日が昭和19年4月1日までの人
<b>ご注意</b> 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担	<b>ご注意</b> 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担

※一定の所得とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳から74歳までの被保険者がいる人。

国民健康保険・社会保険・共済組合など			後期高齢者医療
～69歳 <b>3割</b>	70歳 <b>2割</b>  平成26年度から 新たに70歳になる人	71歳～74歳 <b>1割</b>  据え置かれます すでに70歳以上の人	75歳～ <b>1割</b>  国保、社保などをぬけて 全ての人移行します
現役並み所得者 <b>3割</b>			現役並み所得者 <b>3割</b>

※一定の障害があると広域高齢者医療広域連合に認定された方で、65歳から74歳の人は、後期高齢者医療になる場合があります。

【問合せ先】 健康課国保係 ☎64-8801(直通)

**年金**

平成25年度分の国民年金保険料の納付は済みですか。

平成26年2月分の保険料の納付期限は平成26年3月31日、平成26年3月分の保険料の納付期限は平成26年4月30日です。

保険料を納め忘れて未納のままにしていると、将来受け取る年金額が減額になったり、年金が受けられなくなる場合があるばかりか、万が一の事故などで障害者になったときの障害年金、あるいは一家の支え手が亡くなったときの遺族年金を受けられなくなる場合があります。

納め忘れている方は、4月中に納めましょう。なお、保険料の納め忘れなどで未納となっている方に対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。

平日だけではなく、土・日や夜間にもしていますが、この際、個人のプライバシーに関することについてお尋ねすることはありません。

保険料の納付は、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。口座振替の中には割引のあるお得な振替方法もありますので、ぜひご利用ください。

国民年金保険料に関する問い合わせ先  
・高崎年金事務所 国民年金課  
(0274-773222・77331)

**年金**

平成25年度の  
保険料は4月中に  
納めましょう

